

## 新たな建設労働対策について（報告書の概要）

### **1 建設業をめぐる状況等**

#### **(1) 建設業をめぐる状況**

- ・ 建設投資額は、平成 2 年の約 85 兆円から平成 15 年の 55 兆円に減少。建設業の就業者数も、平成 9 年の 685 万人から平成 15 年の 604 万人まで減少したが、過不足状況については全体的に過剰感が見られるところ。
- ・ 建設業の就業者の年齢構成は高齢化が進み、45 歳以上の層が過半数を占め、さらに、その過半数以上が 50 歳台という状況。中長期的にこれらの者の引退等により、技能労働者の不足が懸念。

#### **(2) 構造改革特区の要望等**

- ・ 構造改革特区提案等において、長野県小谷村や岐阜県建設業協会等が建設業における労働者派遣に関する要望を提出。
- ・ また、平成 16 年 6 月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」において、地域の中小・中堅建設業の新分野進出への取組の支援策を関係省庁が連携して取りまとめること等が閣議決定。

### **2 新たな建設労働対策のあり方**

#### **(1) 事業主の新分野進出の支援について**

- ・ 新分野の業務に従事するための能力開発を行う事業主に対する支援を実施するとともに、都道府県レベルの事業主団体に助成金等の雇用対策の活用促進を図るために総合相談窓口の設置、新分野進出に資する中核的人材の確保に向けた支援策の活用等を推進することが重要。
- ・ 平成 16 年 3 月、国土交通省を中心に、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び環境省の関係局長を構成員とする「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議」が設置され、平成 16 年 12 月に支援策が取りまとめられたところ。今後とも、関係省庁の協力体制の枠組みを活用した取組を強化していくことが必要。

#### **(2) 建設業離職者の円滑な労働移動の推進について**

- ・ 事業主による再就職支援の取組を促進するとともに、労働者の再就職に向けた能力開発や相談援助等をはじめとした事業主団体による取組に対して支援することが適当。
- ・ 国の厳格な関与の下で、地域における雇用の安定に資する改善計画を策定した建設事業主団体が、建設業務に係る常用労働者について有料職業紹介を行うことができる建設業務有料職業紹介事業を導入することが必要。

### (3) 建設業における労働力需給調整システムについて

- ・ 建設業全体では過剰感が見られる中で、技能労働者の過不足状況については、過剰とする企業と不足とする企業が常に一定量存在。こうした状況や建設業の厳しい雇用環境等にかんがみ、一時的な労働力の過不足を調整し、就業の場の確保を通じて雇用の安定を図ることが急務。
- ・ 従来、建設業務については悪質ブローカー等の介入による中間搾取、強制労働等のおそれを理由として労働者派遣法が適用除外としている歴史的背景や趣旨等に照らし、労働者の保護に万全を期しつつ、緊急避難的かつ限定的な形で新たな労働力需給調整システムを創設することが必要。
- ・ 具体的には、以下の措置を導入することが必要。
  - i) 厚生労働大臣は、建設労働対策の基本となるべき事項等を定めた現行の「建設雇用改善計画」に労働力需給調整システムの運営方針等を加えた「新建設雇用改善計画」を策定する必要。
  - ii) 各地域の建設業の事業主団体が、当該地域における雇用の安定等を図るため、雇用管理の改善を図る措置に加えて、建設業務労働者就業機会確保事業又は建設業務有料職業紹介事業を一体として実施することを内容とする計画を作成し厚生労働大臣の認定を受けることができる制度を導入することが必要。
  - iii) 国の厳格な関与の下で、改善計画を策定した事業主団体等の内部において、適格性要件を満たした構成事業主が常用の建設業務労働者を、他の構成事業主に送出し、その事業主の指揮命令関係の下で就労する機会を与える建設業務労働者就業機会確保事業を導入することが必要。また、同様に国の関与の下で、建設業務有料職業紹介事業を導入することが必要。

### (4) 必要な技能労働者の育成・確保の促進について

- ・ 厳しい経営環境の下でも建設事業主が技能労働者の育成・確保のための教育訓練を実施できるよう、建設業全体として必要な教育訓練の確保に向けて、教育訓練の共同化や広域的実施を推進することが重要。
- ・ 職長等、労働者を直接指導し又は監督する者による効果的な教育訓練手法の開発を含め、熟練技能を効率的、かつ体系的に伝承できる教育訓練の方策を検討することが適当。

## 3 今後の予定等

- ・ 厚生労働省においては、本報告書において提言された対応方向に即し、必要な法制的な検討を含め、所要の措置を講ずることが適当。
- ・ 新建設雇用改善計画の策定を含む将来の建設労働対策のあり方について、建設業をめぐる状況の変化や各地域の実態、ニーズ等を的確に踏まえつつ、さらに検討を深めていくことが必要。